

複合機賃貸借契約書（案）

沖縄県立八重山病院 院長

（以下、「甲」という。）と

（以下、「乙」という。）との間に、

沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、下記の条項により複合機（以下、「機械」という。）の賃貸借について契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が所有する機械を甲の使用に供するとともに、機械が常時正常な状態で稼働し得るよう保守し、これに対し甲は料金を支払うことを目的とする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（契約の対象機械及び設置場所）

第3条 本契約の対象となる機械は、別紙に記載の通りとする。

2 甲は、機械を別紙に記載の設置場所において、使用するものとする。但し、機械を移動する場合は、事前に乙の承認を得るものとする。

（機械の引渡し）

第4条 甲は、乙より機械の納品をうけ検収を行い、契約書への記名押印を以って機械の引渡しは完了したものとする。

（賃貸借料金）

第5条 機械の賃貸借料は、契約金額__円（うち消費税額及び地方消費税額__円）とし、月額__円（消費税額等込み）とする。

（内訳）

賃貸借料金	契約額	円	月額	円
消費税・地方消費税	契約額	円	月額	円
合計	契約額	円	月額	円

2 前項の金額には保守料金を含む。

3 賃貸借料金の計算期間は各月の初日から月末までの1ヶ月とし、乙は、毎月末日において甲の確認を受けて、当該料金を甲に請求する。但し、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるもの

とする。

(消費税額)

第6条 前条において、算出した料金の合計額に対する消費税及び地方消費税（1円未満の端数は切り捨てる）は甲の負担とする。

(賃貸借料金等の支払)

第7条 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

2 甲の責に帰すべき理由により前項の期日までに賃貸借料金の支払がなかった場合に、乙は甲に対し「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の定める遅延利息の請求ができるものとする。

(保守)

第8条 乙は甲が機械を良好に使用できるよう次のとおり保守点検を実施するものとする。

- (1) 甲が定めた機械の取扱責任者に対し使用方法の説明、指導をする。
- (2) 機械を良好な状態に保つための定期点検、整備、部品の交換をする。
- (3) 機械が故障した場合、甲の要請に基づき速やかに修理をする。
- (4) 作業の実施は乙の営業時間内とし、甲のやむを得ない事情により実施した場合、甲に対して別途料金を請求できるものとする。

2 下記の事由による故障は、第1項に定める保守点検の適用外とする。

- (1) 甲の故意又は取扱上の重大な過失、不注意、誤用による場合。
- (2) 乙以外による改造、修理、分解を行った場合。
- (3) 火災、天災、地変、その他の責によらざる災害の場合。
- (4) 乙指定以外の部品を使用した場合。

(消耗品の供給)

第9条 機械に必要なトナーカートリッジ、用紙等の消耗品は甲が負担する。

(所有権)

第10条 機械及び消耗部品の所有権は乙に帰属し、甲はこれらを通常の用法に従い、かつ、善良なる管理者の注意義務を以って使用管理するものとする。

2 甲は、本契約による権利を他に譲渡、又は担保物件に供したりして、乙の所有権を侵害し、あるいはその恐れがある行為をしてはならないものと

する。

3 乙は機械に乙の所有権を表示できるものとする。

4 乙は必要と判断したときは、甲に通知の上いつでも機械を点検できるものとする。

(機密の保持)

第 11 条 乙は、本契約の履行にあたり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

(保 険)

第 12 条 乙は、乙の負担で動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第 13 条 乙は甲が故意、又は重過失等によって機械及び消耗部品を滅失したり、損害を与えた場合はその賠償を甲に請求できるものとする。

ただし、乙が前条の動産総合保険から保険金を受け取った場合は、甲はこの保険金を限度として賠償金の全部又は一部を免除されるものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反した場合は、文書をもって通告し直ちにこの契約を解除することができる。

2 本契約の契約開始日が属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

(機械の返還)

第 15 条 本契約が終了あるいは前条に基づき中途解約された場合、甲は乙に対して速やかに機械を返還するものとする。

(その他)

第 16 条 乙は、この契約条項のほか沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）ならびに沖縄県病院事業局会計規則（平成 2 年規則第 10 号）を遵守するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙にて協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し甲乙記名押印し各1通を保有する。

年 月 日

甲 沖縄県石垣市真栄里584番地1
沖縄県立八重山病院
院長

乙

別紙

1 設置場所

2 契約対象物件

メーカー及び機種名

機械番号

数 量